

令和5年度 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 不祥事ゼロプログラム

令和5年6月

神奈川県立希望ヶ丘高等学校における不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

希望ヶ丘高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長及び教頭、事務長、総括教諭がこれを補佐する。

2 各項目の目標及び行動計画

課 題	目 標	行 動 計 画
① 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規程の徹底）	教育公務員として、教育の専門家としての自覚、意識を高め、信用失墜行為を防止する。	(1) 朝の打合せや事故防止会議等で不祥事に関わる通知や記者発表等の情報を活用し、具体的な事例を通して日常的にルール遵守の徹底を図る。 (2) 県教委作成年代別リーフレットを活用し、信用失墜行為を防止する。 (3) 教職員として、公務内外において、常に高い倫理感を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わいせつ事案等）防止を徹底する。（2月）
② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止	ハラスメント行為について、職員が認識を共有し、同僚性の醸成を図ることで不祥事を未然に防止する。	(1) ハラスメント行為の防止を目的とした啓発資料等をもとに事故防止研修を実施する。（1月） (2) 自由に発言できる職場環境を整備して、不適切な言動に対して、職員間で相互に注意できるようにする。
③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	職員一人ひとりが生徒の人権を意識し、生徒の人権を守るための取組を図るとともに組織的な取組を通して、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。	(1) 生徒の連絡先の適正な取得・管理方法について、引き続きルール遵守を徹底する。（5月） (2) 不祥事防止の観点から教科準備室等の適切な利用を推進し、密室化を防ぐ。 (3) 生徒指導等については必ず複数人で対応し、結果を管理職に報告する。
④ 体罰、不適切な指導の防止	体罰、不適切な指導について職員が認識を共有し、不祥事を未然に防止する。	(1) 体罰や不適切指導防止に関する事故防止会議、不祥事防止研修等を実施する。（7月） (2) 校内相談窓口について生徒へ周知し、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。
⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	マニュアルに基づき点検体制を再確認し、確実に業務を行い、事故を未然に防止する。	(1) 相互チェック機能を強化し、マニュアルに則った点検を徹底する。（6月、12月） (2) 進路関係書類発行業務は、担当者任せにせず、学年、キャリア支援グループ全員で対応する。
⑥ 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策	個人情報の取扱いには細心の注意を払い、流出や紛失を防止する。	(1) オンラインを利用した生徒とのやり取りにおける個人情報の取扱いルールを徹底し、個人情報の流出を防止する。（9月） (2) 教職員及び児童・生徒に対し、他人を撮影することのリスク等について周知し、学校内での撮影に係る危機管理の意識をより醸成させる。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	教育公務員としての自覚を持ち、交通法規遵守の徹底、酒酔い・酒気帯び運転の根絶を図る。	(1) 職員啓発資料等をもとに、交通事故等防止に向けた研修を行う。(11月) (2) 飲酒運転は絶対にしないよう、飲酒の予定がある日は、自家用車、自転車での通勤は控えるよう職員に注意を促す。
⑧ 財務事務等の適正執行	会計の執行において、適切な手続きと処理に努める。	(1) 「私費会計事務処理の手引」に基づく執行方法の周知を図り、不適切な事務処理を防止する。 (2) 事故防止会議等で不適切な公金の取扱いの具体的な事例をあげ、事故防止を徹底する。(10月)

3 検証

2に規定する行動計画について、令和5年10月末日までに実施状況を確認し、未実施事項があった場合は、令和5年11月末日までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、速やかに修正を行う。

4 実施結果

3の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめた上、学校ホームページに掲載する。

5 次年度計画の策定

令和5年度不祥事ゼロプログラムの検証結果を踏まえて、来年度不祥事ゼロプログラムを策定する。